

吹田市環境影響評価審査会（平成 28 年度第 3 回）会議録

日時：平成 28 年 9 月 27 日（火）18：00～20：40

場所：吹田市役所 低層棟 3 階 研修室

出席者

委員：塚本会長、山中副会長、井ノ口委員、桑野委員、近藤委員、武田委員、原委員、
福田委員、松井委員、宮崎委員、米田委員

事務局：今川部長、柚山次長、佐藤室長、小山主査、丸谷主査、奥野係員、林係員

連絡調整会議：文化財保護課 増田課長、総務交通室 野口参事、公園みどり室 片山主幹
総務予防室 山田参事、地域環境課 林課長、環境保全課 道澤課長、
計画調整室 真壁参事 楠本主幹、開発審査室 木村参事、市民自治推進室
坂原参事、地域経済振興室 大下室長

その他庁内室課：危機管理室 竹嶋室長

事業者：大林新星和不動産株式会社

株式会社大林組

株式会社シードコンサルタント

傍聴者：無し

内容：1 開会

【審議事項】

2 （仮称）吹田円山町開発事業

(1) 環境まちづくり影響評価条例手続き進捗状況について

(2) 環境影響評価書案について

事務局（佐藤室長）

それでは、定刻になりましたのでこれから吹田市環境影響評価審査会を開催させていただきます。本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は環境部環境政策室の佐藤と申します。大変僭越ではございますが、議事に入りますまで、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、環境部長よりひとことご挨拶させていただきます。

（今川環境部長の挨拶）

事務局（佐藤室長）

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それではみなさん本日はご参集いただきありがとうございます。ただ今から吹田市環境影響評価審査会を開催いたします。本日は委員 15 名のうち、11 名のご出席をいただいておりますので、審査会開催の成立条件を満たしていることをご報告させていただきたいと思っております。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局（佐藤室長）

はい。本日の傍聴希望者はございませんでした。

会長

わかりました。では、本日の傍聴希望者はいらっしゃらないということで、進めていきます。それでは、お手元に、議事次第があるかと思っておりますけど、それに基づいて進めていきたいと思っております。開会が終わりましたので、2 番目の「(仮称) 吹田円山町開発事業」の審議に入りたいと思っております。この案件につきましては本年の 9 月 12 日付けで吹田市長から諮問を受けておりますので、委員の皆様方のご意見をいただきたいと思います。この評価書案の審議は、環境影響評価の結果について審議をしていくわけですけれども、本日が初めての審議になりますので、本日を含めて今後の答申案を出すまでの審議の流れと審議事項について事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

事務局（丸谷主査）

それでは審議の流れを説明させていただきます。本件につきましては、審査会の審議を経まして市長意見書を事業者にお示しし、万全の環境配慮をしていただくように手続きを進める予定としております。審議の流れについてでございますが、まず本日事業者の方から評価書案の説明を受けまして審議をしていただきたいと思いますと考えております。その後さらに審議を深める必要があると感じられた点ですとか、新たに審査が必要であると考えられた点が生じるものと考えられますので、先日既に文書で依頼をさせていただいておりますけれども、皆様のご意見等を事務局の方で集約させていただきたいと思っております。こちらの方は提出期限を 10 月の 14 日までとさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。また、各委員の皆様からご提出いただきました意見につきましては、事業者からの回答を得て次回の審査会の審議資料とさせていただきたいと考えております。その後審査会を数回開いていただきまして事務局の方で答申案を作成する予定としております。

続きまして審議事項でございますが、評価書案の 12 章の環境影響評価の結果、10 章の環境取組の内容、13 章の事後調査の実施に関する事項についての審議と考えております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。今、事務局からの説明がございましたように、本日事業者の方から環境影響評価書案の説明を受けて審議を行うこと、そののち本日出た意見と 10 月 14 日を締切として各委員からお出しいただいた意見を集約して、次回の審査会で審議することについて説明がございました。また、評価書案の審議事項は環境影響評価の結果、環境取組の内容、事後調査の実施ということで 10 章、12 章、13 章、この 3 つの章について特に中心的に説明があるということでもございました。何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。では、この 3 点で本日は進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。それでは早速、次第 2 番目の(1)環境まちづくり影響評価条例手続き進捗状況について、事務局からご説明お願いいいたします。

事務局（丸谷主査）

はい、それでは続いて、私の方からご説明させていただきます。その前に最初に配布資料ですけれども、右肩に資料 1 とした 1 枚ものと、横の資料で、カラーのものですが資料 2、こちらの 2 つを配布させていただいております。お手元でございますでしょうか。また、評価書案の方を使って後ほど事業者から説明がございましたので、評価書案の方もご用意下さい。

それでは資料 1 の説明をさせていただきます。現在の手続きの進捗状況ですが、一番左端の中段に着色しておりますけれども、評価書案・評価書の手続きの方に入っております。事業者のところの 8 番に評価書案とありますが、平成 28 年 9 月 5 日に提出を受けております。その後、市が平成 28 年 9 月 12 日に告示をし、同日 9 月 12 日から閲覧を開始しておるような状況でございます。そして諮問も同日 9 月 12 日にさせていただいております、本日、評価書案の第 1 回目、本円山町の案件につきましては第 3 回目の全体会ということで、環境影響審査会の開催に至っております。今後ですけれども、9 番の意見交換会を平成 28 年 10 月 2 日に開催することとなっております。その後、住民の方々につきましては 10 番、意見書を 10 月 27 日までにご提出いただくという流れになっております。そして先生方からのご意見ですとか、住民さんからのご意見を取りまとめて、審査会で審議いただき、最終的に審査会から答申を受け、市長意見書を作成してまいりたいと考えております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。

以上のご説明につきましては、何かご質問等ありますでしょうか。

資料 1 の真ん中の環境影響評価審査会は諮問を受けて今日が評価書案の第 1 回目ということですが、本日含めて 3 回ぐらいあるということで、第 3 回目は来年 3 月くらいまでに

開催されるのですか。

事務局（丸谷主査）

本市の条例の規則上は、告示後 8 ヶ月を目途に、市長意見書を送付するという事になっておりますので、来年の 4 月、5 月頃まででございますが、もちろん、それより延びる場合も早まる場合もあると思っております。

会長

目途としてはそんな感じということですね。今の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは次に行きたいと思います。続きまして、評価書案についてですが、資料 2 の事業計画の概要について、評価書案の補足を含めた説明があるということですので、事業者の方からご説明お願いいたします。

株式会社シードコンサルタント

それでは、資料 2 につきまして、事業計画の概要の補足をさせていただきます。前でパワーポイントを使ってご説明させていただきます。

（資料 2 に基づき、事業計画の概要についての説明）

株式会社シードコンサルタント

以上です。

会長

ありがとうございます。今のご説明は全体的には事業計画の変更部分ですとか、重要な補足説明だと思っておりますが、この資料 2 につきまして、何かご意見ですとか、ご質問はありますか。

A 委員

ちょっと教えていただきたいんですけども、保水性舗装はわかるんですけど、湿潤性舗装とはどういったものなのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

模式的なものです。パワーポイントでご説明致します。打ち水ペープと名付けておりますけれども、これは、インターロッキングブロックを断続的に保水させることで、夏季の日中の路面温度の上昇を抑制するブロック舗装です。揚水性のブロックの下の面には、

一定間隔に配置されました点滴パイプがありまして、そこから供給された水を特殊なシートが吸い取ってそれを拡散蒸発させていくというものでございます。そしてその拡散されました水分を揚水性のブロックの毛細管現象によりまして、保水・蒸散させて、その気化熱により路面温度の上昇を低減するというものでございます。一般の保水ブロックの温度上昇抑制効果が乾燥とともに低下するのに対しまして、給水により持続的な効果を発揮するものと考えられます。従来のアスファルト舗装に比べまして真夏の日中で約 15℃くらいの路面温度の低減効果があるというものでございます。

A 委員

それっていうのは、本当にそういう効果があるというのは確かめられているんですか。というか、下から上の方に水が吸い上げられているというのは、本当にそういうことが起きるんですか。

株式会社大林組

こちらは、大林組の環境技術の一つとして、今、実際に難波パークスでありますとか、商業施設の街路部分に使われている技術でございます。なおこの技術は証明されているもので特許技術でございます。

会長

他、何かございませんか。

B 委員

資料2のp4のところ、保水性舗装の部分なんですけれども、配置されている場所が割とランダムというか、例えば、北東部とか南西部に少しだけあるのですが、この配置のロジックというのはあるんでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

この考え方は、交差点にイメージランプを作るということで車の抑制をする、また、環境対策をするというような考え方です。

B 委員

これが敷かれているところは車を通したくないというイメージですか。

株式会社シードコンサルタント

通したくないということではなくて抑制です。

会長

歩行者専用の部分が保水性とか透水性とかになるんですね。

株式会社シードコンサルタント

もう一つは、使い分けの部分なんですけれども。

B 委員

基本的には歩行者専用の部分というような感じなんです。

株式会社シードコンサルタント

ええ。

B 委員

ところが、資料の最後のページの課題 3 の記載内容を見ると、その面積だったり場所というのは今後動いていく可能性が高いということなのですね。

株式会社シードコンサルタント

保水性と透水性は確かに歩行者の方が通られるところにしていきたいと思っているのですが、最後のところで申し上げましたように、一部歩車共存道路ということで、車も通すところについても、統一的な環境、景観ということで考えておりますので、そのところは市との協議によることとなりますが、基本的には自動車が通るところについても保水性、透水性というものが使えればと思っております。

B 委員

わかりました。ありがとうございます。

C 委員

保水性舗装、透水性舗装の考え方に、ここでは違いがあるのですか。

株式会社シードコンサルタント

基本的には、水を浸透させるというものなのですが、構造的に、水をそこで保持するような構造をしているか、下が砕石等でそのまま地下へ浸透させる構造をしているかの違いがあります。また、蒸散作用というのは透水性舗装よりも保水性舗装の方が効果があるといわれています。

C 委員

すると保水性というのは水を通さない層を作るみたいなイメージをお持ちなのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

保水性というのは、下をそのような構造にするということですね。あと、保水性ブロックは道路勾配の関係というのも考えて、基本的にはある程度フラットなところに、例えば交差点とか歩道に使用します。一応、歩車共存の 10m のところは、勾配を緩やかにしていますので、そういうところについては気にしているということです。

C 委員

国道 43 号線などの交通量の多い道路については、音対策として透水性舗装が使われたりするのですが、ここではあくまで熱の環境だけということですか。

株式会社シードコンサルタント

はい。

D 委員

最後の 15 ページのご説明がありましたことについてお尋ねしたいのですが、公共の場所というのはメンテナンスは全て吹田市がされるわけですね。そうすると吹田市ともこれから協議されるということですが、その協議によってかなり変わるという可能性も大いにあるわけですか。かなり緑があって大変素敵なプランになっていますけれども、メンテナンスが大変難しいということが起こってくれば、また変わってしまうという可能性はどんな様子でしょうか。

株式会社シードコンサルタント

今回、今までにない、環境に配慮したものになりますけれども、維持管理については協議の中で、こちらの思いをよく説明して、協議していく予定です。また、関係部局との協議については、環境にどれだけ重点を置いていただけるか、その辺も踏まえて協議していきたいと思っています。

株式会社大林組

補足しますと、公園のところには一般的には広場と書いていると思うのですが、資料 2 p15 の課題①がこちらでして、今ここに芝生を計画させていただいております。ただ、一般的には土が多いため、公園の広場が土になるということが考えられます。続いて課題②ですね。今、歩行者専用道路のところ中央植栽帯を計画させていただいておりますが、やはり、一般的には車が通る部分を含みますと植え込み程度というのが多いのかなと思っ

ており、道路についてもアスファルト舗装になるのかなと思います。そして課題③は今、コミュニティ通りは、歩行者専用部分と歩車共存部分で構成されますが、ともに中央植栽帯と保水性ブロック舗装を採用し、統一した環境デザインにする計画を持っているんですけども、アスファルト舗装になってしまうのかな、というふうに思っております。ですので、仮に車が通る部分の中央植栽帯を認めていただいた場合でも、舗装の部分はアスファルトになるということもあるのかな、と思っております。ただし、今ご提案させていただいているものをご評価いただけるようであれば、この計画で開発手続きの方に入らせていただきたいとは思っています。

E 委員

p9とかp10のコミュニティ通りの植栽ですけれども、真ん中に高木と書いてありますね。これは絵からすると針葉樹みたいに見えるのですが、針葉樹なのか、それと高さはどれくらいで、その両端は、中木くらいになるんですか。

株式会社シードコンサルタント

その樹種については、まだこれからということですが。

E 委員

こちらの評価書案を見ていると、針葉樹はスギ、ヒノキ、エゾマツ、クロマツと書いてあるんですけども、あまり真ん中に植えるような木ではないと思うのですが。その辺、ちょっと考えていただければなと思うんですけども。

株式会社シードコンサルタント

ご意見、参考にさせていただきます。

A 委員

同じ図でいいんですけども、真ん中は市の管理になるのだと思うのですが、両脇の中低木なんかはこの絵を見ますと、普通の一般の民家の敷地内に広がるわけですよね。ということは、そこに住む方にこれを植えることを義務付けるということなんですか。

株式会社シードコンサルタント

まず、おっしゃられるとおり、中木が見られるようなところは私有地の植栽を考えております。それはまず、決まり的には風致地区ですので、道路際から1.8mセットバックという決まりがあり、そこにある種、空間ができるというふうに思っております。そこに、外構として、中木を植えていく、というものはこちらからの提案というふうに考えております。

会長

提案なので、民地ですからそれが実現しないこともありうるというふうにおっしゃりたいんですか。

株式会社シードコンサルタント

それは、まちづくりの一体的な景観だとか、なぜ歩車共存道路をコミュニティ通りと名付けているだとかの考え方を丁寧にご説明して、ご理解いただくということがまず第一歩だと思っております。

C 委員

今、ご説明の中のことでないのかもしれないですけども、例えば建築協定というようなことは考えておられたりするのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

販売が 2019 年ということで、まさしく今、そのへんのところを検討しているということで、今日のところはご理解いただければと思います。

会長

他、何かご意見ないですか。

F 委員

専門じゃないんですが、例えば私たちが住んでいるあたりで、先ほど E 先生がおっしゃったように、落葉樹を植えたら落ち葉がどうやこうやと市に来られているし、高い木だったら日差しが悪いので、誰が切るのだとって、揉めているんですよね。だから、こういうのを植えていただいたときに、市の方で十分に手入れが維持できるのかなと思います。

例えば、さっき言われた先進的な打ち水ペープなんかは、大林さんがいるときに作っておけばいいんですけども、すぐに、水道工事だなんだといった時にそこはなくなってしまふから、それをどういうふうに担保されるのかなという、経年的な観点での課題があります。

それから、木を植えるということですが、この辺りの遺跡を掘っていると、木を植えるところは大阪層群で、砂と砂礫と粘土のカチカチの土なので、そのまま植えても、かなり客土してくれないと木が育たないと思います。そこで例えばずっと水を与えるとすると、誰が水道代を払うかなどの問題や、仮に吹田市さんがここだけ特別にした場合に、住民税とかそういうのを含めて費用対効果で維持できるのかということも含めてみとかないと、全部作ったけどあと維持できなくて、何年か経つと普通のところになってしまうというこ

とにならないかなという心配はあります。

セットバックのこともあるのですが、宅地の48000m²に約300戸と言ったら、160m²ぐらいですね。それに1m80cmのセットバックをすると、面している長さによりますが、たぶん家がすごく小さくなるんじゃないかと思います。それで高度が10mと制限されているから、2階建てはいけると思うのですが、例えば住民協定を吹田市さんとされるのかわかりませんが、陸屋根の3階建てOKとかになると、かなり景観がちぐはぐになるんじゃないかとか、そういうことも踏まえて計画されないと、最初は良くても後がごちゃごちゃになってしまうのではないかと思います。

会長

何かコメントございますか。まあ、こういうコメントがあったということで聞いておいてもらえれば、今日のところはそれで構わないですよ。

株式会社シードコンサルタント

貴重なご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたことの中には、事業者として考えていくことと、まさしく行政との今後の協議によるところもあると思いますので、今のご意見等も踏まえまして協議をさせていただきたいと思います。

D委員

最初にご説明ありました温度を下げるという透水性舗装はずっと使っていると目詰まりとかがあると思うのですが、メンテナンスはどの程度必要なものなのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

実例として、一般的にですが、ブロックではなくアスファルト舗装の透水性舗装で見ますと、かなりメンテナンスというのが必要といわれています。それに対しては、ブロックというのは、メンテナンス上は、長い間使えるということで知られています。そういうことで、アスファルトではなくてブロックの方でしていこうと考えています。

D委員

かなり実例があるんですね。先程もちよっとおっしゃって下さいましたが。

株式会社シードコンサルタント

はい。車道ではなくて、一般的には歩道ですけれども。

株式会社大林組

打ち水のことですね。打ち水ペーパーでみますと、商業施設や、民地において採用事例が

全国で多くございます。公共用地という点で見ますと、兵庫県伊丹市さんの宿舎で採用されたというのが最近の事例ですけれども、民間の施設に比べるとやはり少ないということがあります。それで、課題ということで挙げさせていただいています。

会長

私の方から2つほど、1つはイメージハンプはどんなイメージなのか、考えておられないですか。イメージハンプというのがたくさんございますが、どんなイメージハンプなのか。まだ最終決定はしていなくても結構ですが、こんな感じのものなんですというのは。

株式会社シードコンサルタント

本事業計画においては、まだ具体的に決まっていないというのはあるんですけども、イメージハンプがどういうものかというのは、他事例ですけれども、先ほど課題のところでお見せしたのですが、アスファルト舗装の道路が交差する交差点に、インターロッキングブロックなどを用い視覚的に変化をもたせたものをイメージハンプとしております。一般的には車がスピードを出しにくいような構造という面を持ちますが、本事業では、スピード抑制とイメージハンプのもつデザインの活用を目的に設置する考えです。

会長

ここで言っているイメージハンプとはそういう意味なんですか。

もう1つ、コミュニティ通りですけれども、歩車共存の部分と歩行者専用の部分の境界は車が入れないように何か物理的に止めるんですか。

株式会社シードコンサルタント

今考えているのは、歩車共存の部分については通常の車両を通すようなもので、歩行者専用のところについては自転車も通したいと思っており、車止めくらいをおいて車が通らないようにしようと思っています。ただし、緊急車両については通すというような形で協議をしたいと思っています。

会長

それでは、ボラードが上がり下がりするようなところまでではないということですか。

株式会社シードコンサルタント

境界とおっしゃっているのは。

会長

歩車共存がきて、次に歩行者専用になっている切れ目のところ。

株式会社シードコンサルタント

ここについてはですね、何もありません。イメージハンプが1つの目印になるというのがあります。というのは、先ほどもご説明しましたように、ここを歩車共存道路としているというのは、真ん中の宅地の駐車場の出入りを確保するということです。歩行者専用道路と歩車共存道路の境界には何も設けません。歩行者専用道路の出入口、例えば市道円山垂水2号線との接続部などには車止めを設置します。ですから、場所によって違うというのがあります。

副会長

今のお話で、イメージハンプにされているんですけど、本当のハンプにしない理由は何かあるのでしょうか。おそらく、初めての場合はスピードを落とすと思うんですけども、だんだんイメージだとわかってくると、だんだんスピードが出てくると思うのですよね。そういう意味では本当のハンプの方がいいのかなという気もするんですけど、住民の生活上、いろいろ不具合があるとか、どうなんでしょうかね。そのあたり知りたいのですが。

株式会社シードコンサルタント

以前から街並みの中で、ハンプというのは、一時流行ったこともあったのですが、その時は、交差点に出る手前で、一瞬スピードを落とさせて交差点に入る、そういう形でマウントを作るというのがあるんですけど、つまづくとかそういうことがあるので、イメージハンプというのが最近出てきています。先ほど示したのは、一色の色なんですけれども、それをデザインで、横断するようなものをつけたり、要は、歩行者が渡りそうなデザインを考えて、時にはマウントではないですがガタガタとするような設えも最終的には入れてと考えています。確かに、マウントしていないので、ずっと行こうと思ったら行けますが、ここに交差点があるということをもっと意識してもらおうという、そういうイメージが割とあると考えています。そういうことで、できるだけ対策していきたいと考えています。

会長

いろいろご検討はいただきたいとは思いますが、おそらく通過交通があるところではイメージハンプは効きますけれど、通過交通を処理していますので、あんなにたくさんのイメージハンプはいらないのではないかと、個人的には思います。ほとんど内々の交通でしょうから、その辺をご検討下さい。

それでは、まだご議論あるかもしれませんが、とりあえず環境影響評価書案のご説明いただいて、また後程、もう少し長い時間、討議の時間を取っておりますので、そこでご

議論いただきたいというふうに思います。それでは、評価書案に基づきまして事業者の方からご説明いただけますか。

株式会社シードコンサルタント

それではパワーポイントを用いて、ご説明させていただきます。なにぶん、厚い内容ですので、できるだけ簡単にご説明させていただきたいと思います。

(評価書案に基づき、環境影響評価の結果、環境取組の内容、事後調査の実施に関する事項についての説明)

会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の事業者からの説明、もしくは評価書案につきまして、ご質問又はご意見等ございますか。予測結果、あるいは評価の結果、環境取組、事後調査の実施等につきまして、どこからでも結構ですので、ランダムでお願いいたします。

D 委員

騒音についていくつかお尋ねしたいと思います。まず、何回も出てきていますが、例えば要約書 p3 の図の 2 の見晴らし公園の東側に 5 区画ありますが、これは住宅なのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

はい、住宅です。

D 委員

公園がある程度バッファーになるというのがありますが、この住宅と名神の間にはそういうものがないんですけれども、この住宅の横の部分は名神の防音壁があるのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

ここの部分は、名神の防音壁はない区間です。

株式会社大林組

ここに公園を設けなかった理由ですけれども、この住宅と名神の間には名神の側道があります。その横に白地があると思うのですが、ここはネクスコ西日本さんの土地で、今、植栽とか、木が植わっています。ネクスコさんのお持ちの土地が途切れるところで植栽帯が薄くなるので、ここは全て公園にしています。逆に、ネクスコさんの土地の幅がある程

度確保されている部分については、ここがバッファーになるのかなということで、宅地にさせていただいております。

D 委員

そこだけに限らず、かなり名神の影響もありますので、建売でしたら、もちろん防音の工事をされるでしょうけれども、購入される方にぜひそういう場所であるということ、周知していただきたいと思います。それから、例えば、評価書案の表 12.7-2、ここだけではないと思いますけれども L_{Aeq} の表記が L はイタリックなのですけれども A_{eq} はイタリックとしない、立体というのが決まった表記の仕方ですので、すべて統一していただけますようお願いいたします。

株式会社シードコンサルタント

分かりました。ご指摘ありがとうございます。評価書で修正したいと思います。

D 委員

全て L_{A5} だとかの表現でお願いします。それから今回、解体工事があるということで、それも考慮していただいている様子がよくわかるんですけども、84.8dB とかぎりぎりの値であり、ここで予測されているのは機械類が稼働したときのレベルの予測だけだと思うんですけども、私の住んでいるすぐ近くで大きな工事が今ありまして、それは大阪府がアセスした対象物件なのですけれども、見ておりますと解体したときにいろいろな物を高いところから落とされています。その音がもう驚くようなレベルの音で、大阪府の方にも申しあげてすぐに対応とっていただき、防音シートをつけるなどの対策をしていただきました。解体工事ではそのような音についても、配慮していただくことを工事をされる方に注意していただくことと、それから問題があった時には必ずきちんと対策をとっていただくことを注意していただきたいと思います。機械の音だけではないんです。

株式会社シードコンサルタント

貴重なご意見、ありがとうございます。その辺のところは、指導を徹底していきたいと思います。

D 委員

ぜひよろしく願いいたします。それから事後調査についてなのですけれども、工事中の騒音の事後調査についてされるというプランになっておりますが、この時に工事中の機械の音だけでなく、工事用の車両の影響も含めて事後調査をお願いしたいと思います。

株式会社シードコンサルタント

分かりました。

会長

他何かご意見等ございますか。

副会長

関連してなんですが、名神の防音壁がある、ないというのをぜひどこかに書いていただきたいと思います。1つお伺いしたいのは、本来は防音壁がある場所ない場所、両方を含めて騒音の評価に反映させなければいけないと思うのですが、防音壁のない部分からの騒音というのは、どこにも考慮されていないというふうに理解していいですか。

株式会社シードコンサルタント

評価書案の 12.7-27 ページに名神からの影響ということで、12.7-28 ページに示す断面について予測しているのですが、遮音壁のある地点で予測しています。

副会長

ないところでは切っていないのですか。

株式会社シードコンサルタント

そうですね。一番、保全対象住宅が名神に近いところという位置づけで予測しております。

副会長

防音壁のある場所で切る場合と、ない所で切る場合と、当然騒音の伝搬は変わってくると思うので、やはり確認してほしいという気がします。ですから、距離が長くなるので、たぶん距離減衰が大きくなると思うのですが、もうちょっと北の方からの断面を切って、感覚的な部分ではなくて数値として示していただくと評価として安心できるものになると思います。

それともう1つ、例えば 12.7-29 ページで、たまたま目についたのですが、一番下の行です。最後の行で、「走行速度は規制速度である 80km/h とした」と。まあ法的にはそうだと思うのですが、おそらく 80km/h で走っている車というのは非常に少なく、平均的にはもっと高いんじゃないかと思います。名神は最高速 100 km/h の部分が非常に多い道路ですから、100km/h とか、110 km/h くらいで走っている車の方がむしろ多いのではないかと、これは想像ですが思います。ここで少し前提が変わってくると値も変わるのではないかと思うので、その点について検討をお願いしたいと思います。

株式会社シードコンサルタント

この予測の趣旨はこのエリアで地盤形状が変わった時の音の変化はどうかということで計算しております。

副会長

ということは、前後の比較ということですね。

株式会社シードコンサルタント

そういうことですので、一定の値を用いて計算しているということです。

副会長

ということは、逆に言えばいくらでもいいということですよ。

株式会社シードコンサルタント

計算上はできます。

D 委員

もう 1 点だけ、さっきの見晴らし公園の件です。緩衝帯という言葉で書いてらっしゃったと思いますのでいいんですけれども、少しでも距離をとるということと、それから目隠しになるという効果はあると思いますが、音に関しては、緑があっても影響がありませんので、そのことは、書かれるときには注意して書いていただければと思います。

株式会社シードコンサルタント

わかりました。いわゆる、距離減衰だけということですね。

D 委員

はい、木があるからといって減衰するわけではないということです。

G 委員

事前にお送りしていたのですが、先ずは、12.3-38 ページのところで、工事用車両の台数が書かれているのですが、これは通勤の交通は含まないということですか。

株式会社シードコンサルタント

こちらについては通勤車両も含めた台数になっております。工事用車両の使用台数を最大で、1 日 92 台を想定しています。それに通勤用車両 12 台が合わさりますので、断面交通量としては 1 日当たり 114 台となります。1 日で事業地を行ったり来たりする車両もありま

すので、114台ということになりますけれども、こちらには通勤車両も含まれています。

G 委員

それにしては、7時台の車が少ないなという印象があったんですけど、入っているということですね。

株式会社シードコンサルタント

申しあげましたように、本予測においては通勤用車量も含まれているということでございます。あと、時間配分につきましては、もう一度、条件を設定したときの確認はさせていただきますが、今想定しております工事の通勤時間を含めた時間帯に基づいて設定しておりますので、その条件をもとにこういう配分になっているということでご理解いただければと思います。

G 委員

次なのですが、12.3-40ページ以降、何箇所かですけど、垂水局の値を使って二酸化窒素のバックグラウンド濃度 0.017 ということで予測されていますが、本当にこの垂水局の値を使って、この土地の評価ができるのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

事業地については名神から8mほど高くなっておりまして、防音壁等もあることから、排気ガスが直達するようなところとは考えていないです。垂水局についても、他の常時観測局と比べて、比較的高い値ですし、あと、市が公表している垂水局のデータのNO₂の減少も考慮しておりまして、直近の濃度を5年後のバックグラウンドとしておりますので、実際はもう少し下がるだろうとの考えから、妥当であると考えています。

A 委員

大気汚染についてなんですが、機械の稼働により発生する二酸化窒素の濃度っていうのは結構高い。説明では吹田市の基準は上回っているけれども環境基準は下回っているからいいんだというような論旨でずっと喋られていたのですが、やはり吹田市の基準を上回っているので、平準化をするなどもう少し工夫をされて、吹田市の基準を下回るような運用を努めるということが重要なのではないかというふうに思います。

あともう1つ、想定で均一に、発生源を配置されていると思うのですが、集中してしまうともっと高くなる可能性もあるので、そこらへんはもう少し配慮していただいた方がいいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

株式会社シードコンサルタント

ご意見につきましては真摯に受け止めまして、環境取組を遵守してやっていくということが、まず第 1 かなと思っております。それと、集中したらもっと高くなるかも分からないというようなこと申し上げられていましたけれど、今の予測の条件というのが、全ての重機が同時に稼働したという条件で予測しておりますので、ある意味、想定している重機が一斉に動くということも現実的ではない部分もあって、逆に危険側の予測かなと思っているというところではあるんですけども、まあ当然のことながら、環境取組は遵守はしていきたいと思っています。

A 委員

でもまあ、こういうふうに数字として出てきていると、やはり、心配になるので、そこらへんは配慮していただいた方がいいと思います。

H 委員

コミュニティのところ、12.17-15 ページですけども、300 戸の家が建つことによって、増加児童が 60 人と予測されていますが、私の経験的な話を踏まえてもかなり過小評価されているんじゃないかなと思います。表 12.17-9 の中の③を見ると、世帯人員が 2 人以上の世帯数比率が 0.6 となっています。ということは 300 戸の内、2 人以上で住まれるのが 180 戸で、単身、1 人で住まれるのが 120 戸と、そういう計算なんですよね。そういうふうな販売計画なんですか。要は、300 戸で小学生が 60 人というのはかなり少ないなというのが印象で、逆に 300 戸のマンションでも何でもいいんですけども、新開発された時にどれくらい児童が増えたかというのが、たぶんマーケットであると思うんですけども、そのあたりはお調べになられているのか。お聞かせ下さい。

株式会社シードコンサルタント

こちらでは、吹田市の平成 22 年度の国政調査での比率を用いて算出した結果になっております。世帯人員 2 以上の世帯数比率は 0.64 であるということで算出しています。

H 委員

それはわかるのですが、今回 300 戸の中で単身の方が 120 戸も住まわれるという想定をされているのかということですね。実態と全くそぐわないシミュレーションになっているのではないのかなということですね。

株式会社大林組

0.64 というのは、その次の④の、世帯員数 2 人以上の世帯数を出すために計算しております。それが 10 万 5946 世帯、それに対して児童が 0.20 発生しているということで、2 人以上の世帯に対する児童生徒の発生率を出しているということです。ですから 300 戸全部 2

人以上という前提で、0.20 をかけさせていただいたということになっており、児童数を②の総世帯数では割っていないということでございます。単身者を除いた、言わば家族、ファミリーをもとに、その1ファミリーに対して0.20人なり、0.10人なりの生徒が発生するという設定にしており、300戸に対して全部がファミリー層だというふうに考えておりますので、それに対して0.20もしくは0.10をかけたのが児童数若しくは生徒数という計算をさせていただいております。ただ、さっきおっしゃったように、それが多いか少ないかは、私も調査しておりませんので、これは、こういう計算をすれば出てきたという数字です。

H 委員

300戸全部で2人以上の世帯ということは分かりました。ただ計算の結果60人というのはかなり少ないんじゃないかなと個人的な経験的な印象としてはございます。

もう1つは景観的な話なのですが、環境取組の中で確か一部で無電柱化を検討されるということが書いてありましたが、一部でというのはどのくらいの割合なのかということも、もう少し詳しく教えていただければと思います。

株式会社シードコンサルタント

その件に関しましては、今検討しております。現地点で、我々も具体的にお答えできればと思っておりますが、そのへんのところをこれから協議していくというところですので、一部になるか全域になるかということも含めて無電柱化を検討しているというところでございます。

C 委員

ヒートアイランドのところ、12.5-14ページの表12.5-6の一番下に緑地8940㎡とありますが、これが0㎡となる一方、上から2つ目のところで宅地（緑被）が0㎡から9590㎡に増加しています。その結果、結果的には気温が下がるみたいなことを導かれたかと思うのですけれども、この「緑地」と「緑被」の言葉の意味、定義について教えてください。それと12.5-6ページに地表面温度の画像があるのですけれども、これを見ると事業計画地の周りが住宅地みたいなものになるんだと思います。今回の開発によって事業計画地の現在の緑地がなくなってしまうが、それ以上の緑地が出てくるというのがすごいと思うんですけど、先ほどの表の中の上から2つ目の緑被というのはどこら辺の緑被のことをおっしゃってるのか教えていただけないでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

現在の土地利用の中で大きな木が植わっていたというような部分を緑地として扱っていますので、緑地と表記させていただいています。将来の緑被というようにしたのは住宅の中で植栽等されたり、街路樹もありますのでそちらの部分の面積を緑被として扱っており

ます。公園についても植栽等ありますので緑被としています。

株式会社シードコンサルタント

緑地と緑被の違いは、条例等で決められている部分があるんですけども、緑地というのはまさしく緑地の面積です。緑被というのは、高木、中木、低木を立てたときの投影面積を緑被ということにしております。実際には吹田市さんの緑被の考え方で全体的な地表温度は反映されていますので、一応投影面積を緑被としております。

C 委員

今のお話ですと、緑地と書かれているのは土地被覆が緑の状態、緑被というのは、土地被覆レベルでということ、同じということですか。

株式会社シードコンサルタント

ヒートアイランドに対する効果は同じということです。

C 委員

緑被が 9590 m²というのは、非常に大きいですけど、どのくらいになるのか、なんとなく航空写真から見ると相当にすごい緑地だなという印象があるんですけど、ほんとにそれだけの面積に緑地があるのか、直感的に疑問に思ったことです。それで、あと、緑被の下の宅地（その他）というのは何を指しているのでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

これは宅地がありまして、住宅を建てるところが一番上の住宅、緑被がいわゆる樹木の投影面積、それ以外の場所、例えば駐車場とかですね。

C 委員

分かりました。ありがとうございます。

I 委員

温室効果ガス・エネルギーについて質問したいと思います。ページで言うと 10-7 の項目 59 のところです。エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討というところで、右側に記載されている取組内容を見ますと、2 段落目に「省エネルギー型の照明等々を ZEH 仕様の建売住宅で採用し、条件付宅地では、購入予定者に提案します。またその、購入予定者への効果的な販売計画及び販売方法について検討します。」というふうに書かれています。審査書の方には、8-1 ページ、個別事項の温室効果ガス・エネルギーの 1 の(1)イのところ、
「具体的な方法の検討と高い水準の省エネ性能を担保する販売方法を検討して下さい」

とありますが、具体的にどのように検討されているのかということをもう少しお聞きしたいというのが1点目ですね。

株式会社大林組

建売もしくは建築条件付きの販売となりますので、建売のところ以外は、土地を売って終わりではなくて、土地を買っていただいた方が一定期間内に事業者である大林新星和不動産と建築請負工事の売買契約を結んでいただくことが条件となります。そこでお客様と住宅プランを検討していくことになるんですけども、その時のベースになりますのがこの評価書案の12.1-16 ページに記載の基本仕様と ZEH 仕様ということでございます。今、大林新星和不動産で基本仕様としていますのが、表 12.1-15 の左側の部分となりまして、先ほどお話のありました高効率の照明については、LED 照明を ZEH 仕様であれ、基本仕様であれ採用するということとなりますので、こういう販売の仕方というのを考えております。

I 委員

そのあたりを具体的には実施されていくということになりますか。

株式会社大林組

そうですね、これが基本仕様になりますので、これをやっていくということになります。お客様のご要望に応じて、ZEH 仕様にグレードアップするだとかのかたちになってくるのかなと思っています。

I 委員

もう1点はページ12.1-20のところについてです。全戸300戸に対して、対策をした場合としなかった場合の比較というのを、シミュレーション、数値評価していただいているということだと思いますが、審査書の方でも記載のとおり、建売りの方での評価だけでなく、条件付きの方の評価もある程度は押さえておく必要があるのかなと思います。例えば、環境取組の目標は、条件付きの住宅にも関わってくるというふうに思われます。この点について、今後どういうふうに考えておられるかということをお聞きしたいと思います。いわゆる評価の部分について何か考えられておられるか、あるいはどういうふうに環境取組を考えておられるかということですね。

株式会社シードコンサルタント

環境取組を行った場合と行っていない場合を、一応、ここの評価書案の方では、いわゆるすべてを基本仕様とした場合を取組を行っていない場合、それと、20%の戸数を ZEH 仕様とした場合を取組を行った場合というふうに明記しております。そうすると、基本仕様が何か環境取組を行っていないものかというようなイメージもあるかと思うんですけども、

建築物省エネ法に基づいて一次エネルギーの消費量というものを基本仕様と ZEH 仕様で計算しました。評価書案の方には細かい結果は載せておりませんが、「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver. 2. 0. 3」（国立研究開発法人建築研究所ホームページ）により計算した結果でご説明させていただきます。

計算としましては、国土交通省のホームページに載っている方法、プログラムによるものなのですが、まず ZEH 仕様について計算しました。で、結果が出ております。その判定結果というのが、ZEH に関しましては、創エネもありますので、計算結果が基準の一次エネルギー消費量 80 に対しまして設計が 56.4 ということで、プログラムにおける達成となっております。

I 委員

評価されている、分析されているのは分かっています。現状ではいわゆる建売のものに関する評価をされているということですが、条件付き宅地については今後どういうふうに評価できるのでしょうか。どのくらいまで目標を定めるかに応じて、条件付き宅地の方でも評価が必要だと思います。もちろん評価の上ではいろいろな条件設定が必要ですし、不確実性もあるし、それらを踏まえる必要があると思うのですが、今後検討いただく余地があるのか、この点についてどう考えられているのかということをお伺いしたいと思います。

株式会社シードコンサルタント

条件付き宅地なんですけれども、これは建築条件付き宅地と申しまして、土地を購入していただいた方に一定の建築条件のもとに建築していただくという条件を付けて販売するというので、ただ単に土地をお売りして、買った方が勝手に建てるというものではございません。ただその時の基本仕様としては、評価書案に示しております標準仕様のものを考えております。先ほどの ZEH 仕様の計算と同様に、「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver. 2. 0. 3」（国立研究開発法人建築研究所ホームページ）により計算した結果が評価書案で示しております、基本仕様をベースとした場合の一次エネルギー消費量の計算結果を示しております。判定では未達成ということになっているんですけれども、基準一次エネルギーは先ほどの計算と同じで 80.7、に対しまして、基本仕様で 81.1 ということで、基準よりも大きくなってしまっているのが未達成なんですけれども、この数字から見て、ほぼほぼ、いわゆる標準仕様としたものについても、基準とする一次エネルギーの消費量とほぼ同じというふうな仕様になるものと認識しております。ここでもう少し協議をして太陽光を入れられるだとか、さらに高効率なものをご利用になられると、いわゆる基準に対しても省エネ住宅になるというふうに考えておりますので、ある一定、我々が基本仕様と想定しているものも、いわゆる省エネ住宅のグレード、レベルであるのかなと思います。それを建築条件として、購入者の方々に提案させていただくということでござい

す。

I 委員

はい、わかりました。そういった評価も具体的に見せていただけると、もっと議論がクリアーになると思います。

それから、温室効果ガス・エネルギーの事後調査は、もう今後実施されないということですね。具体的に言うと、13-1 ページです。ここは、事後調査としては実施されない欄のところに入っているんですけども、先ほど申しましたように、条件付き宅地については今後どのように変化していくのかは現時点では見えないところがあります。そういう意味では、今後も何かしらの確認や報告を継続していただく方がいいのではないのかと思います。事後調査というより、まずはモニタリングを進めていただき、状況を継続的に確認いただくことが大事かと思います。これも、一つの提案として認識いただければと思います。

株式会社シードコンサルタント

参考にさせていただきます。

E 委員

いくつかあるんですけど、先ず、12.10-9 ページで、「利用可能な表土を採取して公園等の一部に表土として利用することを検討している」というふうに書いてありますけれども、これは何のためにやるのですか。

株式会社シードコンサルタント

周辺の地域性、植生の継承とか、そういうことの一環として、表土の利用も考えられるというふうに考えて記載しているということです。

E 委員

それは、どういう種類を想定してやるかによって、別にやらなくてもいい場合もあると思うのですけれども。

株式会社大林組

見晴らし公園のところで思い出の森というのを少しご説明しましたが、今の日生グラウンドを再生するような部分を一部入れられないかということを考えております。

元々日生グラウンドに、こういう木が生えていますとか、こういう植物がありますというのを、何か再現できないかなと考えておまして、それで今の土がどういった種を生み出すような土なのかということ調べています。その結果、今この地域に固有の種がもともと埋まっているような土であった場合にそれをそのまま表土として再利用させていただ

ければ、そこに今の植生が再現できるということで土の調査をしています。ただ残念ながら、発芽実験を7月から開始したのですけれども、外来種しか出てこない状況であり、使うとしても何か工夫を検討していかなくてはいけないかな、というところでこれは今後の課題かなと思っております。

E 委員

たぶん、あまり出てこないと思いますよ。

株式会社大林組

はい。ご指摘のとおり、そういう結果でございます。

E 委員

むしろ、何か植栽した方がいいと思います。

株式会社シードコンサルタント

思い出の森とか、そのへんのところを造りたいと思っているものですから、一つの検討としてそういうことも検討しているということです。

E 委員

下手に撒いて、いらぬものが出てくると困ると思いますけれども。

株式会社大林組

まさに、今からご説明しますが、外来種が出てきています。

株式会社シードコンサルタント

5か所で採取した土を用いて発芽試験をやっておりまして、その結果、一部でトウネズミモチ、ヨウシュヤマゴボウといった外来種を確認しております。それ以外はアブラナ科とかキク科ということです。ここの土地の水はけが悪いということは、この結果も示しておりますので、必ずしも使えばいいというふうに考えているわけではございません。この結果と、ご意見あるようでしたらいただきまして使うかどうかというところを検討していきたいと思っております。

E 委員

それと同じページに「特定外来生物（オオカワヂシャ、ナルトサワギク）については工事中の早期緑化等により可能な限り侵入予防に努める」というふうに書いてありますけれども、早期緑化したら防げるんですか。

株式会社シードコンサルタント

まず、宅地造成ですので、一旦、更地といいますか、刈取りしますので、この時点で駆除できているということです。そして、それ以降、可能な限り早く緑化することによって、侵入が防げるのではないかなということです。

E 委員

オオカワヂシャは水辺の植物なので、たぶん、水辺がなくなると侵入ができないと思います。むしろ、そこに今はないのですがオオキンケイギクというのが周辺で繁殖しているのですけれど、その対策をした方がいいと思います。オオキンケイギク、ナルトサワギクの除去というか、それらが侵入しないようにした方がいいと思います。

それと、あとの事後調査に侵入したかどうかのチェックが入っていないのですけれども、むしろ、事後調査でもやっていただきたいと思います。

それから、次は、12.11-6 ページの、他の動植物との関係のところ、これは「侵入生物データベース」からとっているんだと思うのですけれども、そこにセイタカアワダチソウが花粉症の原因というふうに書いてあるのですけれども、これが本当なら、セイタカアワダチソウの侵入も防がないといけないのではないかと思います。花粉症の原因となるような植物が入ってくると、困るわけですが、たぶんセイタカアワダチソウは花粉症の原因にならないと思います。むしろ、植栽樹であげているスギとかヒノキの方の影響が大きいと思いますので、そちらの方を考えられた方がいいと思います。評価書案の 12.12-7 ページで植栽予定樹種にスギ、ヒノキと書いてあるのですけれども、下手に植えると花粉症の原因になりますし、スギ、ヒノキはこの辺であまり成長がよくないので、むしろやめた方がいいと思います。

それから、もう 1 つは、12.12-10 ページの評価結果のところ、緑被率が 52.1%から 21.4%に減少するということですが、風致地区の条例に基づく緑化率 20%を遵守するというところで、緑被率と緑化率はどういうふうに違うのかということをお聞きしたいです。緑被率というのは住宅購入者が 20%緑化しなさいということですか。

株式会社シードコンサルタント

はい。宅地の中で、風致地区の条例によって、20%の緑化を確保するということです。

E 委員

緑被率と緑化率はどういうふうに違うのですか。

株式会社大林組

先ほど、同じようなご質問がございました。緑化の方は緑地に近いイメージで書かせて

いただいています。緑被については投影面積で、今回風致地区の方が緑被率 20%宅地となっておりますので、これを当然遵守していくというふうに書かせていただいております。

E 委員

だけど、半分に緑被率は減るわけですね。そこで個人の家ですから、20%というのは担保出来ないと思いますが、担保出来ないのに影響が小さいというふうに言い切っているのかと感じているのですが。

株式会社大林組

担保という点については、20%というのは風致地区の条例で決まっていますので、これは守っていかないといけないルールだと思っています。

E 委員

守っていかねばいけないと。

株式会社大林組

はい。ただし、ご指摘の通り、元々の 52.1%というのが 21.4%になるということがありますので、なんとか道路、公園というところの宅地以外も 20%を目指せるような計画として、冒頭、事業計画のところでもご説明しましたけれども、公園の緑化率の向上であったり、道路であっても植えられるところは木を植える、緑被率向上のためにできるだけ高い木、日遮になる木を植えたらどうかというところでご提案させていただいております。

E 委員

そうですね。わかりました。ありがとうございます。

会長

時間、一応決めましょうか。20 時 40 分までということにしましょう。

B 委員

短くいきます。12.1-13 ページのところです。今回、エコタウンというような、エコで快適な街をつくれるということで、その種の先進事例を集めてこられて、どういう技術導入がされているかということを整理されていると思うんですけども、せっかくここまで調べられたのだから、今回の事業で投入するような技術というのを、星取表の形で、ほかの事例と比較できるような形で見せていただくと、この事業が他の事例と遜色ないものだということが見えるんじゃないかなと思うので、ぜひその表をお作り下さい。12.5-8 ページ、ヒートアイランドのところでも同じような先進事例を整理されていますので、ぜひこ

ちらも、これとこれはやっているんだというところをしっかりと位置づけられたらいいかなと思いました。

そして、あともう1つだけ、12.1-15 ページで、先ほどのI委員のご指摘と絡むのですが、20%の前提って、不確実性が相当高いような印象を持つんですけども、結構確定的なものなのですか。300戸中20%が導入するというのはわりと高い確率を持って20%なんですか。数字が確定しているというわけではなくて、販促のやり方によってはもっと増えるかもしれないということもあるんですか。

株式会社シードコンサルタント

確定という言葉が、ちょっとあれなんですけれども、60戸を計画しているということですね。

B委員

60戸は上限としているということでしょうか。

株式会社大林組

60戸を目標とさせていただいているということです。

といいますのは、事業者としましては、今までZEHの販売をしておりません。他でのZEHの販売事例を調べまして60戸程度でありましたので、60戸を目標として設定しています。

B委員

分かりました。とすると、13-1 ページの事後調査項目の1項目目のところで、不確実性は小さいというのが表現として適切とは言えないかなと思いますので、前半の評価の方で感度分析するか、事後評価をやるかというところを少し検討いただきたいなと思います。

会長

他よろしいですか。

C委員

この計画を見ていて一番問題というか、周辺の住民の方に影響を与えそうなのは、解体時の話かなと思っていて、今の日生球場の寮ところの建物が、かなり住宅と近いところで壊されると思うのですが、解体工事の機械が4種類しかないんですけども、ブレーカーとか、ダンダンダンと叩くやつとか、かんで壊すやつとか、カッターですね、ああいうのが入ってくると、バックホウと書いてあるのが、0.8m³のすくって持っていくだけのものではなくて、おそらく相当その先にいろんな物をつけて工事することになると思うのですが、この4種類だけで本当にいいのかということをお単純に思いました。それ

から、12.6-3 ページの現況の土地利用図を見ると、紫色になっているところとかなり近接したところにも建物があって、この辺の解体の時の騒音の方の機械の配置を見ると、ずいぶん高いところに集まって仕事しているような絵になっているんですけども、本当はもっと際々まできて壊すんだらうなと思うので、そのあたり十分ご検討いただければなというふうに思いました。以上です。

会長

他、何かございますか。

ちょっと、今後の議論、審査の枠組みのことと関係してくると思うのですが、先ほど3つほど挙げられました課題のところ、今回の事業者が作るものの内、公園と道路と、それから保水施設など、今後、管理者の方に移管していくものがありますよね。それで、その移管について、協議するとききからおっしゃられているんですけども、その協議の結果はいつごろまでにはっきりするのでしょうか。それをある程度決めておかないと、先ほどの植栽の樹種をどうするかだとか、それからイメージハンプとかを本当に設けるのかとか、後々、道路管理者や公園管理者が絡んでくる話ですので、なかなかここでの議論、枠組みができないと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。

株式会社大林組

先週末にですね、開発の事前協議承認申請というものを outs させていただきます。それに基づく協議の一つ目が、吹田市さんの方で開催いただく技術調整会議でございます。それが10月12日に予定されております。そこで、大きな方針というのが出されて、そこから各課さんとの協議で、具体的にそれぞれの計画についてのご指導をいただくということになりますので、今の先生からのご指摘の、いつまでにとというのは、吹田市さんの方からお答えいただいた方が確かなのかなと思っております。

会長

さっきもありましたが、8ヶ月の間に審査会を3回か4回やるとすると、2か月後にまたあると思います。10月14日までに皆さんから意見や質問が出てきて、それに対して事業者から回答いただけると思うのですが、事業者の回答の時に、今言ったような道路、公園、保水施設などについては吹田市にどこかで引き渡して、やっていく必要があるわけですよね。事後調査は○が結構少なく、ほとんどが×となっていますが、例えば道路の部分について、いつかよくわかりませんが、吹田市の方に管理がいつまでか、ただまだ造成はしていますよという状況があったりしたときに、事後調査はいつまでか誰がやるのかということも関係してくると思うので、全体的なスケジュールを、もうちょっとはっきりしないと議論しきれない、あるいは審査しきれない場面が出てきそうな気がするんですが、そのへんいかがですか。

開発審査室（木村参事）

協議自体は、公園とか道路とかいろいろとございますけれど、協議期間がいつまで必要かというところは、1ヶ月だとか2ヶ月だとか、時間を切るのは難しいと思います。ただ、事業者さんの方で各公園なり道路の管理者と集中的に詰めていただくことで、ある程度中身の方はそろっていくのかなということで考えております。先程ちょっとお話もありましたが、事前協議の承認申請が既に提出されていて、技術調整会議が12日に開催という流れになっておりますので、それ以降は、協議の方はどんどん進んでいくような状態になります。

会長

分かりました。先ほどの資料2のところにもありましたけれども、開発期間のしつぽが点々となっていて、工事計画工程の後ろがないですね。この中で、実際に建築工事が始まって、道路、公園の部分については、吹田市への移管は3年目くらいでやっているのか、あるいはそうじゃなくて全部終わってから移管するという格好になるのか、そこら辺の工程を決めていただきたい。もちろん決めにくいところあるとは思いますが、事後調査もいつごろ一体どんな形でするかということを決めていこうとすると、一定程度それが見えていないと議論しにくいので、出せる範囲の全体的な計画を、今後、吹田市と協議して決めていただけますでしょうか。

他何かありますでしょうか。

他、まだまだ、各環境要素の中での細かい予測方法ですとか、予測結果の評価、あるいは環境取組、それから事後調査など、細かい話があると思いますので、ご意見については先ほど説明がありましたように、10月14日までに事務局の方に送っていただけますでしょうか。その後事務局の方で、最初の説明の中で挙げてもらっている、この課題とかを上手に整理していただいて、結構重たい話ではあるのですが、こういう審査会の中でどこまで言い切れるかという議論は当然出てきますので、ここは方針を出す組織ではありませんので、でてきたものを審査するのが、この場所ですので枠組みを決めるということに尽力していただけますでしょうか。

他何かご質問、ご意見等ございますか。では今日は大変遅くなってしまいましたが、これにて本日の審査会を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。